

○国土交通省告示第五百三十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十五日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

福山通運株式会社 広島県福山市東深津町四丁目二十番一号

西濃運輸株式会社 岐阜県大垣市田口町一番地

二 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業

三 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年七月十四日